

やはあるなどたまはせける、それかくれ給て後は、すこしもいきおとおとをもたつる人やは侍し、

〔神皇正統記 白河〕天下を治めたまふ事十四年、太子河堀に譲りて尊號あり、世の政を始めて院中にて玄らせ給ふ、後に出来させ給ひても、猶其まゝにて御一期はすさせましく、き、おりるにて世を玄らせ給ふ事、昔はなかりしなり、孝謙脱屣の後にぞ、廢帝仁淳は位に居給ばかりと見えたれど、古代の事なれば、たしかならず、嵯峨清和宇多の天皇も、たゞ譲りてのかせ給ふ、圓融の御時は、やうく玄らせ給ふ事もありしにや、院の御前にて、攝政兼家の大臣承て、源時中の朝臣を參議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけるとぞ、されば上皇ましませど、主上をさなくおはします時は、ひとへに執柄の政なりき、宇治の大臣賴通藤原の世となりて、三代の君の執政にて、五十餘年權を専らにせらる、先代には、關白の後は如在の禮にて有しに、あまりなる程に成にければにや、後三條院坊の御時より、あしがまに思しめすよし聞えて、御中らひあしくて、あやぶみおぼしめすほどの事になむ有ける、践祚の時、即關白をやめて宇治にこもられぬ、弟の二條の敷通の大臣關白せられしが、殊の外に其權もなくおはしき、まして此御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ職にそなはりたるばかりになりぬ、されどこれより又ふるきすがたは一變するにや侍りけん、執柄世をおこなはれしかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、此御時より院宣廳の御下文をおもくせられしによりて、在位の君又位にそなはり給へるばかりなり、世のすゑになれるすがたなるべきにや、又城南の鳥羽と云所に離宮を立、土木の大なるいとなみ有き、むかしはおりるの君は、朱雀院にまします、是を後院と云、又冷然院にもりて、泉の字にあらたむ、おはしけるに、かの所々にはすませ給はず、白河より後には鳥羽殿をもちて、上皇御座の本所とは定められにけり、御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾